

自主的避難等対象区域（福島市）に居住する申立人らのうち、平成23年6月に山形県に自主的避難を開始した申立人1名について、近隣に住む申立人らの長男夫婦及びその子らと一緒に自主的避難を行うことを原発事故直後から計画していたこと、長男の妻の出産を待って自主的避難を開始したこと、長男夫婦及び孫らもほぼ同時期に自主的避難を開始し、避難先も近接していたことなどの事情を考慮し、平成23年8月までの避難費用及び生活費増加費用等が賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1及び同X2（併せて、以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

1 損害項目

ア 平成23年分

- (ア) 避難費用（避難交通費）
- (イ) 避難費用（引越費用）
- (ウ) 避難費用（面会交通費）
- (エ) 生活費増加費用（家財道具購入費用）
- (オ) 生活費増加費用（二重生活に伴う増加費用）
- (カ) 精神的損害

イ 平成26年分

- (ア) 避難費用（避難交通費）
- (イ) 避難費用（引越費用）

ウ 本件和解仲介に関する弁護士費用

2 期間

上記1アについて

自 平成23年3月11日

至 平成23年8月末日

上記1イについて

自 平成26年6月1日

至 平成26年6月末日

第2 和解金額

被申立人は、第1項記載の損害項目及び期間についての和解金として、申立人らに対し、金555,788円の支払義務があることを認める。

（内訳）

ア 平成23年分

- | | |
|-----------------|---------|
| (ア) 避難費用（避難交通費） | 20,800円 |
| (イ) 避難費用（引越費用） | 62,400円 |
| (ウ) 避難費用（面会交通費） | 83,200円 |

(エ) 生活費増加費用 (家財道具購入費用)	150,000円
(オ) 生活費増加費用 (二重生活に伴う増加費用)	60,000円
(カ) 精神的損害	80,000円
イ 平成26年分	
(ア) 避難費用 (避難交通費)	20,800円
(イ) 避難費用 (引越費用)	62,400円
ウ 本件和解仲介に関する弁護士費用	16,188円

第3 既払金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、第2項記載の和解金のうち金160,000円を支払済みであることを確認する。

第4 支払方法

(省略)

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

第6 清算

申立人らと被申立人は、第1項1記載の損害項目(同項2記載の期間に限る。)について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名(記名)押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成27年1月30日

(仲介委員 石井逸郎)